

○学校法人明治薬科大学ハラスメント調査委員会規程

制定 平成21年 4月8日
改正 平成21年10月7日
平成23年11月9日
平成28年10月12日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明治薬科大学ハラスメント防止等に関する規程（以下、「防止規程」という。）第7条に定めるハラスメント調査委員会（以下、「調査委員会」という。）に関する必要な事項について定めることを目的とする。

(調査委員会の構成)

第2条 調査委員会は、事案ごとに学長が任命する次の各号に掲げる委員6名をもって構成する。

(1) 大学運営協議会の構成員と教授から4名

(2) ハラスメント防止委員会が指名する職員2名

2 調査委員会が必要と認めるときは、委員以外の職員又は専門家に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(任務)

第3条 調査委員会は、当該事案に係るハラスメントの有無について、事実確認、救済措置等の調査、検討を行う。

2 調査結果は、ハラスメント防止委員長からの報告の受理後2ヶ月以内に理事長、学長及びハラスメント防止委員長に文書で報告する。ただし、やむを得ない事由により2ヶ月以内に調査が完了しない場合には、必要最小限の期間に限り調査期間を延長することができる。

3 調査委員会は、必要に応じ、当該事案の関係者から事情を聴取することができる。

4 前項により出席を要請された者は、事情聴取に応じなければならない。

5 調査委員会は、加害者とされる者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

6 調査委員会は、必要に応じ、当該事案に関する専門家の意見を求めるものとする。

7 調査に当たっては、相談者及び加害者とされる者のプライバシーに十分留意するとともに、迅速に対処しなければならない。

8 調査開始日から防止規程第9条の規定に基づいて加害者とされる者に対する措置が理事長又は学長によって講じられ、又は特段の措置を講じないこととされるまでの期間、調査委員会は、相談者と加害者とされる者が学内で直接接触する機会を可能な限り減らすための対策を講じなければならない。

(任期)

第4条 第2条第1号に基づき選出された委員の任期は、任命された日から第3条第2項の任務が完了するまでとする。

(運営)

第5条 調査委員会に委員長1名を置く。委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

2 調査委員会に副委員長1名を置く。副委員長は、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

3 委員長と副委員長は、第2条第1号によって選出された4名の委員の互選によって決める。

4 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

5 中立性確保のため、委員の属する部署から相談者又は加害者とされる者が出た場合は、当該委員はその事案に限り委員として関与することができない。

6 調査委員会は非公開とする。

(留意事項)

第6条 委員は、次の事項に留意するものとする。

(1) 相談者への抑圧、苦情や相談のみみ消しになるような言動を行わないこと。

(2) 何らかの解決策を双方に押し付けないこと。

(3) 調査に際して、二次被害の防止に努めること。

(委員の身分保障)

第7条 調査委員会の扱う案件について、調査終了後に相談者又は加害者とされる者が司法機関へ提訴した場合も、委員としての職務を遂行していれば委員の身分は、司法機関の審理結果にかかわらず、保障されるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び事務担当者は、相談者のプライバシーの保護に努めるとともに、調査委員会に関して知り得たことを他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

2 前項については、その任務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 調査委員会に関する庶務は、総務部総務課が学生支援部学生支援課の協力を得て行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会及び理事会の議を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 11 月 9 日から施行し、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 12 日から施行する。